

# 高齢者の 補聴器購入費を 助成します

## 対象者

1～7の要件すべてに該当する方

- 1 申請日時時点で四国中央市内に住  
所がある在宅の65歳以上
- 2 聴覚障害の身体障害者手帳を交  
付されていない
- 3 両耳の聴カレベルが40デシベ  
ル以上70デシベル未満
- 4 医師から補聴器の使用が必要で  
あると認められている
- 5 市税等の滞納がない
- 6 市民税所得割非課税世帯
- 7 他の助成制度で補聴器を購入し  
ていない



## 助成金額

上限30,000円

補聴器購入費用の2分の1

以下の費用は対象外

- \* 診察料、検査料等の受  
診費用
- \* 医師の意見書の作成費用
- \* 付属品のみの購入費用
- \* 補聴器の修理等の費用
- \* 集音器等の購入費用

お気軽に  
お問い合わせください



四国中央市 長寿支援課 高齢者福祉係  
電話 0896-28-6024(直通)

～申請のながれは裏面をご確認ください～

# 申請のながれ



**1 市に相談する** ※助成には要件があります。

長寿支援課 高齢者福祉係までご相談ください。  
要件等説明後申請書類をお渡しいたします。

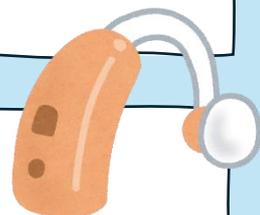
**2 耳鼻咽喉科を受診する**

耳鼻咽喉科を受診し、医師の意見書(市指定様式)の交付を受けてください。

※診察料、意見書作成の文書料等は自己負担となります。

**3 補聴器を購入する** ※管理医療機器認証補聴器が対象です

自分に合った補聴器を選びましょう。補聴器の専門店では、上手に使うためのアドバイスや装用トレーニングなど、丁寧なサポートが受けられます。



**4 市へ申請する**

次の3点をご用意ください。

**4**

助成金交付申請書

医師の意見書

領収書(※)

※購入日、購入者の氏名、購入金額、購入店舗及び所在地の入ったもの  
申請の際に購入した補聴器のメーカー名、製品名、品番が必要です。

**5 市に請求する**

審査後、助成金交付(不交付)決定通知書を送付します。  
交付決定通知書が届きましたら、助成金交付請求書(市指定様式)を提出してください。

**6 助成金が振り込まれる**

請求書提出から、おおむね1か月程度でご指定の口座へお振込みします。

